

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令に基づく届出漁業に係る提出書類の簡素化

制度の概要

- ・水産資源の保護培養や漁業調整のため、漁業者数を国が統一的に把握する必要がある、農林水産大臣への届出が必要。
- ・かじき等流し網漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業、小型するめいか釣り漁業及び暫定措置水域沿岸漁業等の4漁業。
- ・届出(省令第19条)
農林水産大臣が定める届出書に、漁船登録の謄本等を添付。
- ・報告(省令第22条)
漁獲成績報告書を農林水産大臣に提出。

届出・報告の簡素化

- ・届出書の一覧表方式への変更は、現行の届出内容を担保できれば可能。(届出書の様式は資料2を参照)
- ・漁船原簿謄本の省略は、現行の内容を都道府県で担保できれば可能。
- ・小型するめいか釣り漁業の漁獲成績報告書については、日ごとの漁獲量を報告すること、また、かじき等流し網漁業及び沿岸まぐろはえ縄漁業については、それに加えて地域漁業管理機関へ漁獲状況を報告することから、一覧表への変更は不可。(報告書の様式は資料3を参照)
- ・暫定措置水域沿岸漁業等の漁獲成績報告書については、月ごとの漁獲量を把握すればよいため、現行の内容を都道府県で担保できれば可能。(報告書の様式は資料3を参照)

漁獲成績報告書の一覧表化が困難である理由

小型するめいか釣り漁業については、するめいかのTACのおよそ4割を占めているが、その多くが都道府県の地先水面を超えて広域にわたって操業しており、実際の操業区域等操業実態を漁獲成績報告書の記載から把握する必要がある。また、経営体のほとんどが零細で、ほぼ毎日の水揚げとなっており、確実な報告のためには水揚げ毎の記載とすることが必要がある。漁獲成績報告書は、これらの内容を踏まえて作成されている。かじき等流し網漁業及び沿岸まぐろはえ縄漁業については、地域漁業管理機関(※)である中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の科学データ提出規則に基づき漁獲状況を報告する必要がある、報告されたデータは資源評価に利用される。同規則において操業ごとのデータ収集に関する基準が定められていることから、現在の漁獲成績報告書の様式はこの基準に従って作成されている。

(※)地域漁業管理機関とは・・・広い水域にまたがる漁業資源に対して、多くの国が協力して資源管理措置を実施するための条約に基づく機関。中西部太平洋のマグロ類等を対象とするWCPFC、南極周辺のマグジェランアイナメ等を対象とするCCAMLRなどがある。

(参考)

届出漁業における提出書類の簡素化の対応	①届出 (一覧表方式への変更)	①届出 (漁船原簿謄本の省略)	②漁獲成績報告 (一覧表方式への変更)
かじき等流し網漁業	○※1	○※2	×
沿岸まぐろはえ縄漁業	○※1	○※2	×
小型するめいか釣り漁業	○※1	○※2	×
暫定措置水域沿岸漁業等	○※1	○※2	○※1

※1 現行で届出を受けている内容が担保される場合
 ※2 都道府県によって内容が担保される場合

1 かじき等流し網漁業に係る届出書

かじき等流し網漁業出漁届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所

氏 名 〔法人にあつては、名称〕[㊤]
及び代表者の氏名

下記によりかじき等流し網漁業に出漁しますので、関係書類を添えて届出します。

記

1 使用する船舶

(1) 漁船登録番号

(2) 船 名

(3) 船舶総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

(5) 冷凍設備の有無及びその能力 有 無 トン/日

(6) 電波機器等の有無及びその種類

無線電信		W
無線電話		W
衛星航法システム	有	無
衛星航法システム記録装置	有	無
(7) 廃網等処理施設の有無	有	無

2 船舶にとう載する漁具の長さ及び網目の大きさ

3 漁獲対象魚種

4 操業区域

5 操業期間

6 漁業根拠地

7 漁獲物等陸揚港

備考 1 用紙は、日本工業規格 A 4 とすること。

2 漁業根拠地とは、当該船舶によるかじき等流し網漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、漁業根拠地が二以上ある場合には、主たるものに「(主)」を冠すること。

旧 2 表…繰上 [平成14年 3 月農水告905号]

2 沿岸まぐろはえ縄漁業に係る届出書

沿岸まぐろはえ縄漁業出漁届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住 所

氏 名 〔法人にあつては、名称〕
及び代表者の氏名 ㊟

下記により沿岸まぐろはえ縄漁業に出漁しますので、関係書類を添えて届出
します。

記

1 使用する船舶

(1) 漁船登録番号

(2) 船 名

(3) 船舶総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

(5) 電波機器等の有無及びその種類

無線電信	有 (W)	無
無線電話	有 (W)	無
方向探知機	有	無
ロラン	有	無
レーダー	有	無
衛星航法システム	有	無

2 操業区域

3 操業期間

備考 1 用紙は、日本工業規格A4とすること。

2 操業期間は、一年間以内とすること。

旧4表…線上〔平成13年6月農水告740号〕、本表…一部改正・旧3表…線上〔平成14年3月農水告905号〕

3. 小型するめいか釣り漁業に係る届出書

小型するめいか釣り漁業出漁届出書	
年 月 日	
農林水産大臣 殿	
	住 所
	氏 名 (法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名) ㊦
下記により小型するめいか釣り漁業に出漁しますので、関係書類を添えて届 出します。	
記	
1 使用する船舶	
(1) 漁船登録番号	
(2) 船 名	
(3) 船舶総トン数	
(4) 電波機器等の有無及びその種類	
無線電話	W
その他	
2 操 業 区 域	
3 操 業 期 間	
4 漁 業 根 拠 地	
5 漁獲物等陸揚港	

備考 1 用紙は、日本工業規格A4とすること。

2 漁業根拠地とは、当該船舶による小型するめいか釣り漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、漁業根拠地が二以上ある場合には、主たるものに「(主)」を冠すること。

本表…追加 [平成9年7月農水告1184号]、旧6表…繰上 [平成12年6月農水告889号]、旧5表…繰上 [平成13年6月農水告740号]、旧4表…繰上 [平成14年3月農水告905号]

4 暫定措置水域沿岸漁業等に係る届出書

暫定措置水域沿岸漁業等出漁届出書		
年 月 日		
農林水産大臣 殿		
住所		
氏名 (法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名) ㊤		
下記により暫定措置水域沿岸漁業等に出漁しますので、関係書類を添えて届 出します。		
記		
1 使用する船舶		
(1) 船 名		
(2) 漁船登録番号		
(3) 船舶総トン数		
2 操業区域		
イ 日韓漁業協定に基づく北部暫定水域		
ロ 日韓漁業協定に基づく南部暫定水域		
ハ 日中漁業協定に基づく暫定措置水域		
ニ 日中漁業協定に基づく中間水域 (ロを除く水域)		
3 漁法		
・曳き縄	・一本釣り	・たもすくい網
・小型いか釣り (小型するめいか釣を除く)		・しいら漬け
・かご	・固定式刺し網	・はえなわ
・その他 ()		
4 操業期間		

- 備考 1 用紙は、日本工業規格A4とすること。
- 2 操業区域は、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第1条第1項第9号イに掲げる海域で操業する場合にはイに、同号ロに掲げる海域で操業する場合にはロに、同号ハに掲げる海域で操業する場合にはハに、同号ニに掲げる海域で操業する場合にはニに○をすること。
- 3 漁法は、操業するものに○をすること。
- なお、その他に該当するものについては、()内に具体的な漁法名を記入すること。

本表…追加 [平成13年6月農水告740号]、旧5表…繰上 [平成14年3月農水告905号]、全部改正 [平成16年9月農水告1670号]、一部改正 [平成20年3月農水告410号]

かじき等流し網漁業漁獲成績報告書

農林水産大臣殿

様式番号	県名	漁業種別	番号	漁船登録番号	トン数	馬力	漁法	通常従業員数	陸揚港
2-6	9-10	11-12	13-15	16-20	21-25	26-29	30	31-32	33-35
7-8	0	3	*	*	*	*	*	*	36-38
0	0	0	*	*	*	*	*	*	港

報告者氏名	住所
船名	
年月日	年月日
報告年月日	報告年月日

出港	年	月	日	港
入港	年	月	日	港

航海日数	漁業日数	52-54
35-41	42-44	*
*	*	*

投網年月日	投網位置等										網の長さ (m)	1反の長さ (cm)	魚種別漁獲量 (尾)										備考																																																																																																																										
	北緯	東経	緯度	経度	農林漁区	水面水深 (少水位)	投網枚数 (反)	網の長さ (cm)	かじき網					まぐろ類																																																																																																																																			
									めかじき	まかじき			くまかじき	しろかじき	はしよかじき	うしろかじき	あしよかじき	びんなが	めぼち	きはだ	かつお	もうかまめ (ねずみ)		よしきりぞめ	しまがつか	あるつなす	その他																																																																																																																						
55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200

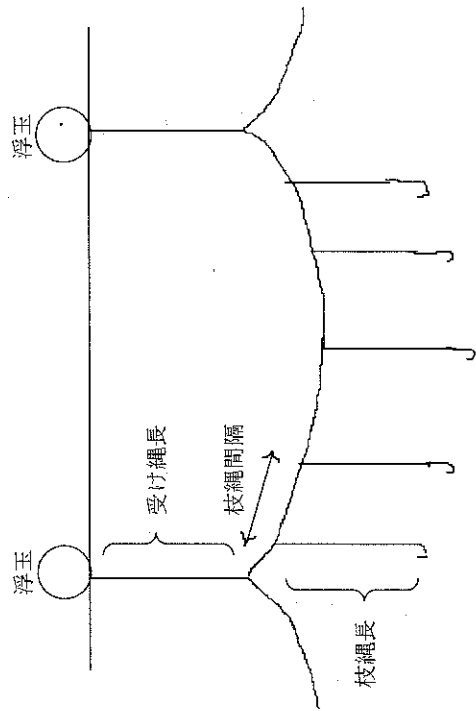
合計

備考
 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 2 投網年月日、投網位置等、網及び魚種別漁獲量の欄は、操業一日ごとに記入すること。
 3 投網位置は、緯経度を記入すればよい。また、緯経度は分の単位まで記入し、北緯、南緯、東経、西経の別はいずれか一方に○印をつけること。
 4 *印を付した欄は、記入しないこと。
 5 表面水深は小教点下1ケタまで記入すること(例10.0°C→100.13.4°C→134)。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格B4版とすること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 本報告書は航海ごとに作成し、航海期間については、本邦の港を出港した日から本邦の港に入港した日までの間とする。
- 4 報告取扱責任者の欄には、漁獲成績報告書の作成責任者の氏名のほか、その者の連絡先として電話番号を必ず記載すること。
- 5 出航年月日及び入港年月日の欄には、出入港した港の名称を必ず記載すること。
- 6 航海日数及び操業回数については、航海期間（出入港日を含む。）の日数及び操業回数の合計をそれぞれ記載すること。
- 7 乗組員数の欄には、外国人船員を含めた乗組員の総数を記載すること。
- 8 信号符号の欄については、総トン数100トン以上の船舶の場合は必ず記入し、総トン数100トン未満の船舶であっても点符のある場合は必ず記載すること。
- 9 漁具の操業方法の欄のメカ網とは、めかじきを対象とする夜網をいい、サメ網とは、ねずみざめ等のさめ類を対象とする縄をいう。1航海中複数の操業方法を用いた場合には、最も多く用いた操業方法を○印で囲むこと。（まぐる類を対象とする操業にあつてはその他を○印で囲むこと。）漁具の総類の種類の種類及び枝縄の種類の種類については、縄のほとんどがナイロンでできているものについてのみナイロンを、それ以外のものについてはその他を○印で囲むこと。
- 10 漁具の仕立ての欄については、枝縄長の欄にはスナップから釣までの長さを、受け縄（浮玉）長の欄には浮玉から幹縄までの長さを、枝縄間隔の欄には幹縄における隣り合う枝縄の間隔をそれぞれメートル単位で記載すること。（下図参照）
- 11 操業期間については、航海中に最初の投縄を行った年月日と最終の投縄を行った年月日を記載すること。
- 12 操業年月日の欄については、投縄を行った年月日のみ記載すること。
- 13 正午位置の緯度及び経度の欄には、必ず分単位までを記載し、N・Sの別及びE・Wの別の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 14 表面温度の欄には、正午位置における表面水温を小数点第1位まで記載すること。
- 15 浮玉間の釣数の欄には、浮玉間（一鉢当たり）の釣り釣又は枝縄の数を記載すること。
- 16 使用釣り釣数の欄には、当該操業に使用した釣り釣の総数を記載すること。
- 17 魚種別漁獲量の欄には、上段には漁獲尾数を、下段には漁獲物の製品（以下単に「製品」という。）の重量をキログラム単位で記載すること。
- 18 陸揚等尾数合計及び陸揚等製品重量合計（トン）の欄には、製品を陸揚げ又は転載した時の魚種ごとの尾数の合計及び製品重量の合計をそれぞれ記載すること。
- 19 1航海当たりの操業日数が多く報告事項が2枚以上にあつた場合は、用紙の右肩に当該報告書の総枚数とその頁数を記載すること。（例えば、総枚数が5枚の場合は1枚目の用紙に1/5、2枚目の用紙に2/5のように記載し、以下同様に記載する。）

(図) 漁具の仕立ての概念図



小型するめいか釣り漁業漁獲成績報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所及び氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 印

整理番号	船名	漁船登録番号	総トン数	漁業根拠地
	丸			

操業年月日					操業区域	陸揚港	漁獲量 (キログラム)	混獲漁獲量(キログラム)		
年	月		日	あかいか				やりいか	その他	

備考

- 1 用紙は日本工業規格A4とする。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

9 暫定措置水域沿岸漁業等に係る漁獲成績報告書

暫定措置水域沿岸漁業等漁獲成績報告書

年 月 日

農林水産大臣殿

住所及び氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）[㊦]

船名	漁船登録番号	総トン数

1 操業区域

- イ. 日韓漁業協定に基づく北部暫定水域
- ロ. 日韓漁業協定に基づく南部暫定水域
- ハ. 日中漁業協定に基づく暫定措置水域
- ニ. 日中漁業協定に基づく中間水域（ロを除く水域）

2 漁法

- ・曳き縄
- ・一本釣り
- ・たもすくい網
- ・小型いか釣り（小型するめいか釣を除く）
- ・しいら漬け
- ・かご
- ・固定式刺し網
- ・はえなわ
- ・その他（ ）

3 漁獲量

操業年 年 主な漁獲物

月別	1	2	3	4	5	6		
漁獲量 (kg)								
	7	8	9	10	11	12	計	

- 備考 1 用紙は、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 漁獲成績報告書は、操業区域ごとに作成すること。
- 4 操業区域は、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第 1 条第 1 項第 9 号イに掲げる海域で操業した場合にはイに、同号ロに掲げる海域で操業した場合にはロに、同号ハに掲げる海域で操業した場合にはハに、同号ニに掲げる海域で操業した場合にはニに○をすること。
- 5 漁法は、操業したものに○をし、そのうち主たる漁法に◎をつけること。
- なお、その他に該当するものについては、()内に具体的な漁法名を記入すること。
- 6 漁獲量の主な漁獲物の欄には、漁獲物のうち代表的な魚種を 3 種記入すること。

本表…追加【平成13年6月農水告741号】、旧15表…繰上【平成14年3月農水告902号】、一部改正【平成16年7月農水告1372号・20年3月410号】